

基礎年金の国庫負担の引上げ等について (参考資料)

<参考資料・目次①>

<<総論>>

1. 平成16年年金制度改正における給付と負担の見直し 1
2. 財政再計算と実績の比較（収支差引残） 3
3. 実質的な運用利回り（厚生年金）の財政再計算と実績の比較 4
4. 厚生年金被保険者数の推移 5
5. 厚生年金保険の適用状況の推移 6

<<基礎年金国庫負担割合の引上げについて>>

6. 基礎年金国庫負担の見通し 7
7. 国庫負担論議の経過 8
8. 年金制度（国庫負担割合含む）の国際比較 9

<<税方式について>>

9. 税方式と社会保険方式 10
10. 「年金制度改正に関する意見」抜粋 11
11. OECD加盟国（30ヶ国）における年金制度の概要 13
12. 基礎年金に税方式を採用する主要国の年金制度 14
13. 日本の基礎年金と諸外国の税方式年金の給付規模の簡易比較 15
14. 国民年金保険料の徴収に係る事務コストについて 16
15. 日本・英国・米国における年金被保険者の適用状況と徴収方法等の比較 17

<参考資料・目次②>

16.	運用基盤等の充実・強化のための取組み	18
17.	納付率向上に向けた戦略	19
18.	公的年金制度における未加入者・未納者数の推移	20
19.	国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析	21
20.	未納者の増加による財政影響	22
21.	年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について	23
22.	「5000万件」の年金記録の解明作業について	24
23.	年金保険料の無駄遣い等への対応	25

平成16年年金制度改正における給付と負担の見直し

給付水準

(厚生年金(夫婦の基礎年金を含む))

今後の少子化の中でも、標準的な年金の給付水準は、年金を受給し始める時点(65歳)で現役サラリーマン世帯の平均的所得の50%を上回るものとする。

平成35(2023)年度以降 50.2%

現在の59.3%から、現役世代の人口減少とともに水準を調整。ただし、もらっている年金額は下げない。

年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価の上昇に応じて増加するが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいいため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていくこととなる。

保険料負担

(厚生年金・国民年金)

改正前 厚生年金：13.58%(本人6.79%)
国民年金：13,300円

(厚生年金)
・平成16(2004)年10月から毎年0.354%(本人0.177%)の増
※平均的勤労者(月収36.0万円、ボーナス3.6ヶ月分)本人
各月650円
ボーナス1回1,150円(年2回)
(国民年金)
・平成17(2005)年4月から毎年月額280円の増(平成16年度価格)

平成29(2017)年度以降
厚生年金：18.30%(事業主9.15%)
国民年金：16,900円(平成16年度価格※)

※「平成16年度価格」…16年度の賃金水準を基準として価格表示したもの。実際に賦課される保険料額は、16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金の上昇の状況に応じて変化する。

積立金の活用

おおむね100年間で財政均衡を図る方式とする。財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる。

これにより、保険料水準の上昇を抑制する。

基礎年金国庫負担割合の 引上げとその道筋

平成16(2004)年度：着手

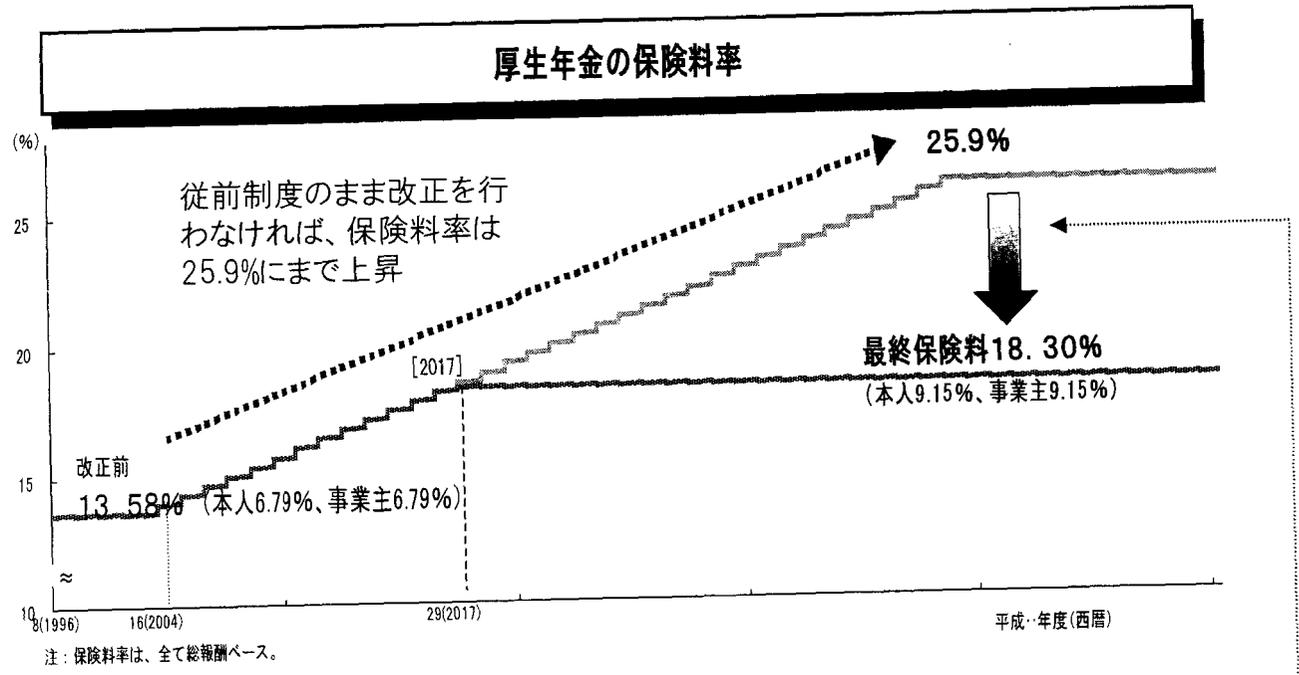
財源：年金課税の見直し(公的年金等控除の見直し、老年者控除の廃止)
増収約2,400億円のうち地方交付税分を除く約1,600億円を基礎年金に充当(11/1000)

平成17(2005)年度・18(2006)年度：
適切な水準にまで引上げ

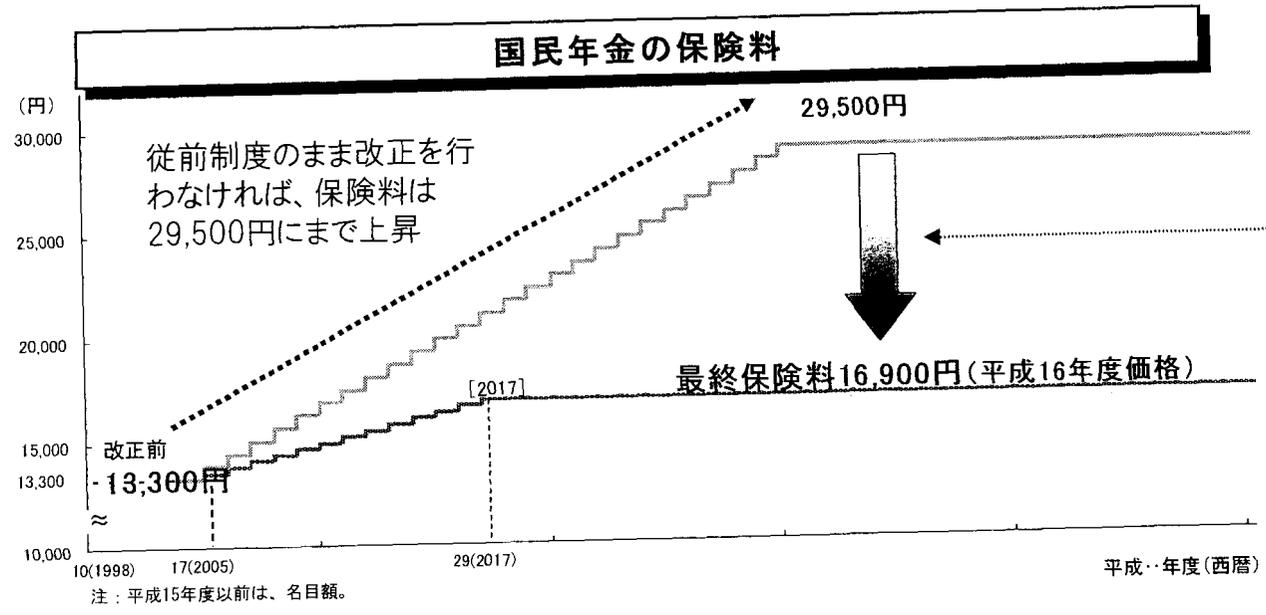
- ・平成17年度は、定率減税の2分の1縮減による増収分のうち1,101億円を基礎年金に充当
- ・平成18年度は、定率減税の縮減・廃止を踏まえ、国庫負担割合を1/3 + 25/1000に引上げ
- ・平成19年度は、平成19年度以降の国庫負担割合を1/3 + 32/1000に引上げ

平成19(2007)年度を目標
【平成16年12月与党税制改革大綱】
消費税を含む税体系の抜本的改革を実現

平成21(2009)年度まで：
2分の1への引上げ完了



国庫負担割合の引上げ、積立金の計画的活用、給付水準の見直しなどの改正を行い、引上げを極力抑制



※ 平成16年度価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したもの。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金上昇の状況に応じて変化するものである。

財政再計算と実績の比較(収支差引残)

○ 厚生年金(厚生年金基金の代行部分を含む)

収支差引残	実績 (再計算と比較できるよう補正)	平成16年財政再計算	実績－再計算
平成15年度	0.6兆円	△ 2.8兆円	3.4兆円
平成16年度	△ 3.5兆円	△ 3.8兆円	0.3兆円
平成17年度	3.4兆円	△ 3.6兆円	7.0兆円
平成15～17年度計	0.5兆円	△ 10.2兆円	10.7兆円…①

○ 国民年金

収支差引残	実績 (再計算と比較できるよう補正)	平成16年財政再計算	実績－再計算
平成15年度	0.2兆円	△ 0.2兆円	0.4兆円
平成16年度	0.0兆円	△ 0.3兆円	0.3兆円
平成17年度	0.2兆円	△ 0.2兆円	0.4兆円
平成15～17年度計	0.4兆円	△ 0.7兆円	1.1兆円…②

①+② = 11.8兆円

実質的な運用利回り(厚生年金)の財政再計算と実績の比較

○ 名目賃金上昇率(%)

	平成15(2003)	平成16(2004)	平成17(2005)	3年間平均
16年財政再計算	0.00	0.60	1.30	0.63
実績	-0.27	-0.20	-0.17	-0.21

(注1)性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である。
 (注2)実績は、厚生年金のデータから求めたものであり、被用者年金全体のデータを用いて求められる再評価率とは異なる。
 (注3)平成17(2005)年度の実績は速報値である。

○ 名目運用利回り(%)

	平成15(2003)	平成16(2004)	平成17(2005)	3年間平均
16年財政再計算	1.99	1.69	1.81	1.83
実績	4.91	2.73	6.82	4.81

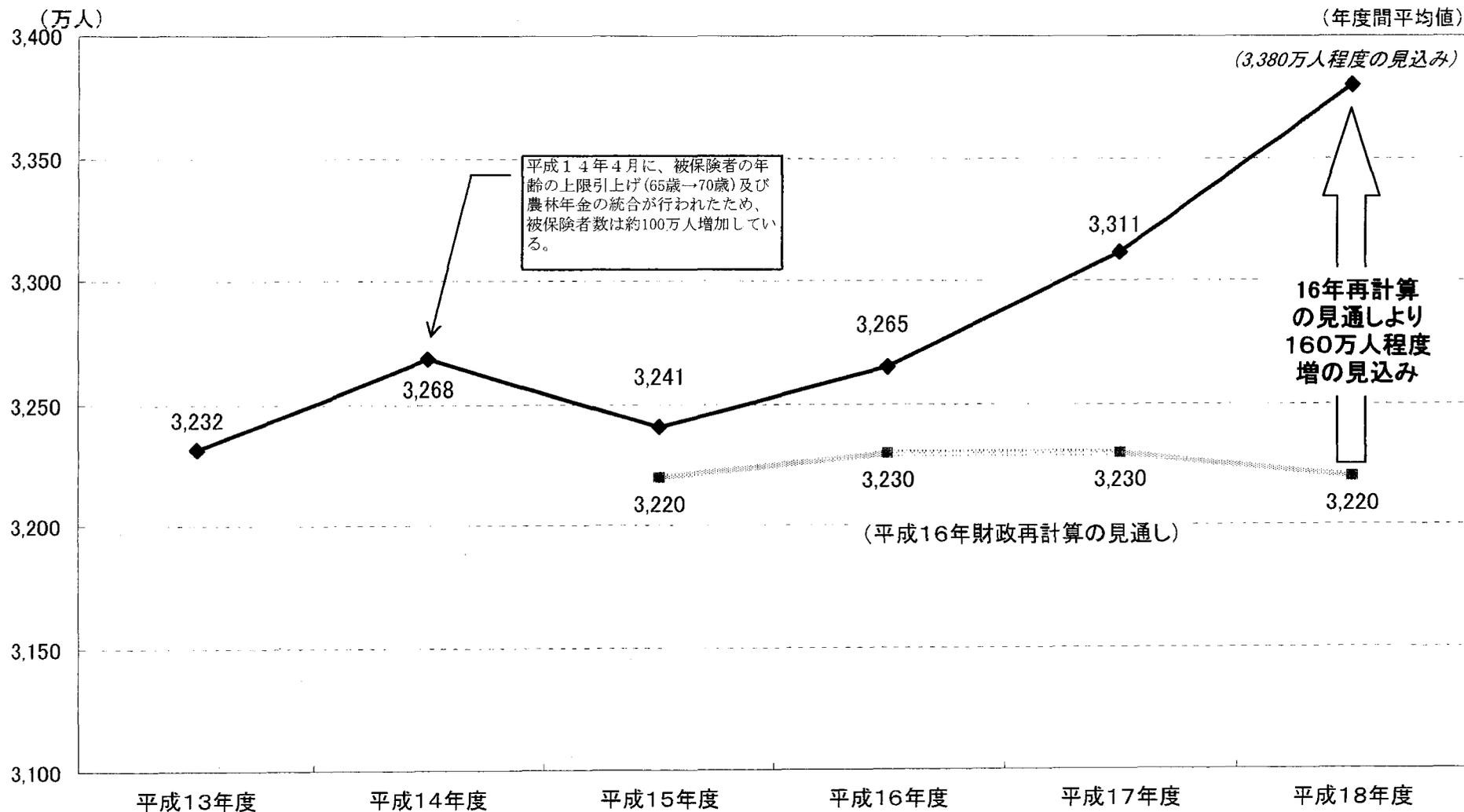
○ 実質的な運用利回り(%)

	平成15(2003)	平成16(2004)	平成17(2005)	3年間平均
16年財政再計算	1.99	1.08	0.50	<u>1.19</u>
実績	5.19	2.94	7.00	<u>5.03</u>

積立金の実質的な運用利回りは、平成15～17年度平均で約5%であり、平成16年財政再計算における前提を4ポイント程度上回っている。

厚生年金被保険者数の推移

○厚生年金の被保険者数は、平成18年度においては、平成16年財政再計算の見通しを160万人程度上回る見込み。



※実績値は各年度の4月から3月までの平均値である。

※平成18年度の見込みは、平成18年4～11月が対前年同期比で2.0%増であることから、年度間平均も同程度増加するものとして推計した。なお、平成18年11月末の実績は、3,389万人。

表9 厚生年金保険の適用状況の推移

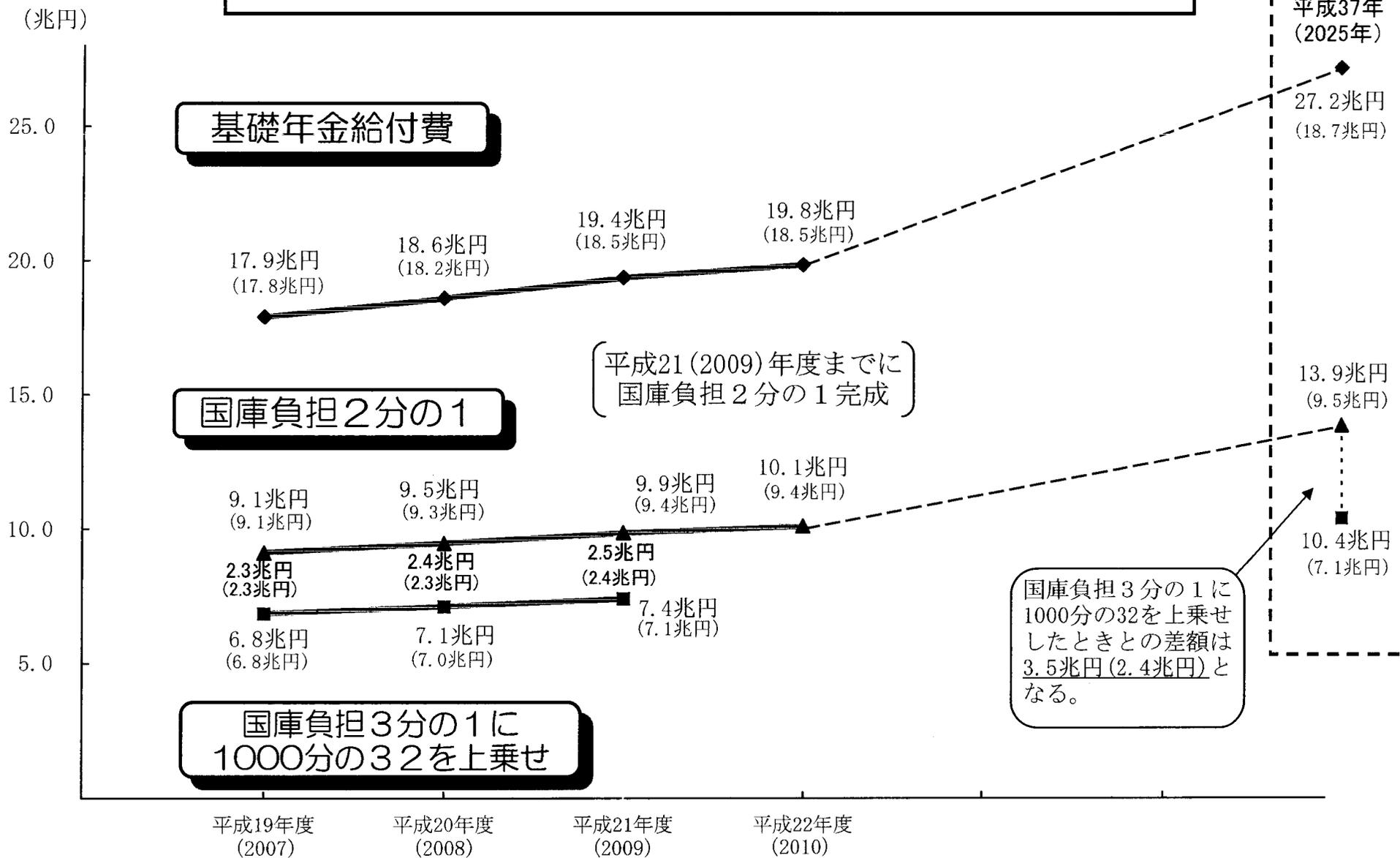
		(年度末現在)				
		事業所数 (万)	被保険者数 (万人)			育児休業保 険料免除者 (人)
			総 数	男 子	女 子	
実 数	平成13年度	165	3,158	2,116	1,042	61,322
	14	163	3,214	2,148	1,066	66,938
	15	162	3,212	2,137	1,075	71,955
	16	163	3,249	2,150	1,099	78,208
	17	164	3,302	2,174	1,128	96,941
伸 び 率 %	平成13年度	△ 1.4	△ 1.9	△ 2.0	△ 1.8	8.3
	14	△ 1.4	1.8	1.5	2.3	9.2
	15	△ 0.7	△ 0.1	△ 0.5	0.8	7.5
	16	0.5	1.2	0.6	2.2	8.7
	17	1.0	1.6	1.1	2.7	24.0

		(年度末現在)			(年度累計)		
		標準報酬月額平均 (円)			標準賞与額1回あたりの平均 (円)		
		総 数	一般男子	女 子	総 数	一般男子	女 子
実 数	平成13年度	318,679	365,143	224,311	.	.	.
	14	314,489	359,249	224,292	.	.	.
	15	313,893	358,875	224,394	448,210	521,337	293,908
	16	313,679	358,607	225,663	447,714	521,699	291,887
	17	313,204	358,118	226,582	452,344	527,440	294,570
伸 び 率 %	平成13年度	△ 0.0	△ 0.2	0.8	.	.	.
	14	△ 1.3	△ 1.6	△ 0.0	.	.	.
	15	△ 0.2	△ 0.1	0.0	.	.	.
	16	△ 0.1	△ 0.1	0.6	△ 0.1	0.1	△ 0.7
	17	△ 0.2	△ 0.1	0.4	1.0	1.1	0.9

- 注1. 「事業所数」は船舶所有者を除く。
 2. 「一般男子」とは、任意継続被保険者、坑内員及び船員を除いた男子のことである。
 3. 「女子」には任意継続被保険者を含まない。

「平成17年度社会保険半導体増進」
 (社会保険局)

基礎年金国庫負担の見通し



(注1) 名目額である。ただし、()内は平成16年度価格である。

(注2) 国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

(注3) 基礎年金給付費は平成16年財政再計算・基準ケースの数値である。

国庫負担論議の経過

○ 昭和60年改正（中曽根内閣）

基礎年金の給付に要する費用の3分の1に相当する額を国庫で負担。

○ 平成元年改正（海部内閣）

国庫負担2分の1引上げについて議論が行われたが、現行の3分の1の国庫負担でも、今後の高齢化に伴う給付費増加により国庫負担額は急激に増加すると見込まれており、消費税が導入されたからといって直ちに引き上げることは困難。[国会にて議論]

○ 平成6年改正（村山内閣）

基礎年金の国庫負担の割合を引き上げることについて総合的に検討。[改正法附則第2条]

○ 平成12年改正（小渕内閣）

当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の2分の1への引上げを図る。[改正法附則第2条]

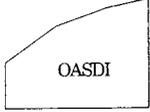
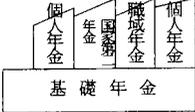
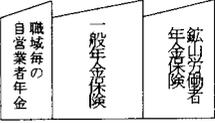
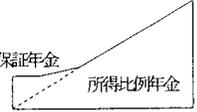
○ 平成16年改正（小泉内閣）

基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引上げ。[国民年金法第85条]

平成16年度から引上げに着手し平成21年度までに完全に引き上げる。[改正法附則第15条、第16条]

年金制度の国際比較

(平成19年9月)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	2階建て 	1階建て 	2階建て 	1階建て 	1階建て 	1階建て 
対象者	全国民	一般被用者 自営業者等	一定所得以上の 一般国民	一般被用者 自営業者(任意加入)等	一般被用者 自営業者等	一定所得以上の 一般国民
保険料率 (2007年)	(一般被用者) 14.996% (2007.9～、労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2007.4～、月あたり14,100円)	12.4% (労使折半)	(一般被用者) 23.8% 本人: 11.0% 事業主: 12.8%	19.9% (労使折半)	(一般被用者) 16.65% 本人: 6.75% 事業主: 9.9%	17.21% 本人: 7.0% 事業主: 10.21% ※その他に遺族年金の保険料1.7%が 事業主にかかる(老齢年金とは別制度)。
支給開始年齢 (2007年)	国民年金(基礎年金): 65歳 厚生年金: 60歳 ※男子は2025年までに、女子は2030年までに65歳に引き上げ	65歳8ヶ月 ※2027年までに67歳に引き上げ	男子: 65歳 女子: 60歳 ※女子は2020年までに65歳に引き上げ	65歳 ※2012年から2029年までに67歳に引き上げ	60歳	61歳以降本人が選択。(ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)
国庫負担	基礎年金給付費の1/3 ※2009年度までに1/2に引き上げ	なし	原則なし	給付費の約26% (2004年)	一般税、一般社会拠出金(CSG)等により20%程度	保証年金部分

資料出所 ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2006 / The Americas, 2005
 ・ The Mutual Information System on Social Protection
 ・ 先進諸国の社会保障 ①イギリス、④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ (東京大学出版会) ほか

税方式 と 社会保険方式

		税方式	社会保険方式
基本的な仕組みと特徴		<p>○個人の保険料拠出を必要とせず、拠出にかかわらず国内在住年数等の要件で一律に給付。*「公助」の考え方</p> <p>○恩恵的な性格が強い。</p> <p>○企業の役割が必ずしも明確ではない。</p>	<p>○一定期間にわたって保険料を拠出し、拠出した程度に応じた額の年金を給付。(自律自助)</p> <p>*「自助」を通じた「共助」の考え方</p> <p>○権利的な性格が強い。</p> <p>○企業の役割を明確に位置付け(事業主負担)</p>
負	拠出と給付の関係	○対応関係がないため、不明確。	○全体でも個人単位でも対応し、明確。
	負担する者	○現役世代だけでなく高齢者も一定程度負担する。	○現役世代のみが負担する。
	引上げの現実性	○理解を得にくい。	○税財源よりも理解を得やすい。
担	引上げの実績	租税負担率(対NI) 18.9%(1970)→21.5%(2005)	社会保障負担率(対NI) 5.4%(1970)→14.4%(2005)
	財政運営の安定性	○他政策との競合、景気変動に伴う税収変動等の影響を受けやすい。	○長期的収支計算に基づいて安定的に財政運営。 * 保険料も景気変動等の影響を受けるが長期的には給付も連動するので影響は小さい。
給	給付水準	○社会保険方式と比較して低水準になりやすい。	○税方式と比較して満額給付を高水準にしやすい。ただし、保険料拠出が十分でない場合、低年金になる。(低所得者には保険料免除)
	所得制限	○所得水準等による給付制限を行われ易い	○基礎年金には所得制限は馴染まない。
付	生活保護との関係	○生活保護との関係の調整が必要。 * 高齢者に対する生活保護を廃止する等。	○生活保護とは役割が異なるので調整は必要ない。(生活保護制度の中で給付額を調整)

(注) 現行の社会保険方式から税方式に移行する場合、

- ・現行の事業主負担がなくなる一方で巨額の税財源が必要になり、医療や介護の財源との関係も含めて整理が必要。
- ・満額の給付額を現行と変更しないのであれば、未納による無年金・低年金者を救済する性格の強い政策になる。逆に、既に保険料を納付したり、既に受給している人に別途給付を行えば、さらに巨額の財源が必要になる。

財源として、税財源をどの程度活用するのかということと、「社会保険方式」か「税方式」か、という議論は同一のものではない。

「年金制度改革に関する意見」抜粋①

(平成15年9月12日社会保障審議会年金部会)

II. 年金改革の基本的な考え方

2. 公的年金制度の体系について

<基礎年金の税方式化>

○ また、基礎年金については、税方式とすべきとの意見があった。

これは、(1)すべての高齢者の基礎的な生活保障を行う役割をより明確にするとともに、(2)未納・未加入問題が深刻になる中で、未納者や未加入者の分の負担が他の被保険者の負担となっていること、さらに、基礎年金について社会保険方式のままでは、国民皆年金制度の維持が困難になること、(3)税財源の税目によっては、現行の国民年金の定額保険料・定額給付の方式において生じる逆進性の問題が緩和される可能性があること、(4)第3号被保険者などの問題が生じないこと、(5)消費税を活用する場合、高齢者を含めた全国民が広く負担する仕組みとなることなどから、所得制限を伴わない形での税方式とすべきとの意見であった。

これに対しては、(1)社会保険方式では保険料拠出に基づき所得・資産に関わらず給付が受けられる一方、税方式では保険料拠出がなくても居住要件と年齢要件だけで給付が受けられることになるため、自助・自律を基本とする我が国の経済社会の在り方と整合的でない、(2)拠出と給付の対応しない税を財源とする現金給付である以上、社会扶助制度であり、所得・資産調査に基づく給付制限や最低生活に必要な給付水準の抑制にもつながりかねず、所得保障の機能が大きく制限される、(3)給付と負担の関係が明確でないため、制度の健全性、持続可能性について、現行よりわかりにくい仕組みとなる、(4)給付費の増大に要する税財源の確保には困難があるのではないかと、(5)租税徴収においても脱税、滞納等があり、税方式にしたとしても確実かつ公平な徴収が担保されるものではないなどの意見があった。

「年金制度改革に関する意見」抜粋②

(平成15年9月12日社会保障審議会年金部会)

(前ページからの続き)

○ 以上のように、報酬比例年金プラス補足的給付の方式、基礎年金の税方式については、それぞれ利点を主張する意見があったものの、問題点の指摘も多く、またその導入に向けては様々な制約があり、少なくとも、現行制度に替わるものとして平成16年改正で実現を目指すべき選択肢となる状況には至っていない。

公的年金の制度体系をどう選択していくかは、社会経済との調和、世代間、世代内、職業間、男女間等のバランスの観点や、実務面での実現可能性、現行制度からの移行に係る問題などについて総合的に検討を行うべきものであり、今後とも議論を進めていくべきである。

この点については、検討の方向性とスケジュールを示して議論を続けていくべきであるとの意見があった。

また、将来の制度体系における国庫負担の意義についても検討を続けていくべきとの意見があった。

○ しかしながら、前述のとおり、制度に対する不信感・不安感を払拭し、少子高齢化の進行や経済状況の変化の中にあっても年金制度を持続可能で安定的なものとしていくための改革は急務である。平成16年改正では、現行制度について、このような観点から可能な限りの見直しの努力を行うことが必要不可欠であり、それにより、将来世代の負担を過重なものとせず、必要な給付を確保していける措置を講じるべきである。

このように基礎年金の将来の在り方について意見があった中でも、安定した財源を確保しての基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げについては、平成16年改正における最大の課題であるとの認識で一致しており、実現を図るべきである。

それとともに、厚生年金、国民年金の保険料の引上げ凍結の解除、女性と年金の問題などの解決も図るべきである。